

令和4年第2回小山町議会5月臨時会会議録

令和4年5月19日

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前9時00分 宣告

出席議員	2番	室伏 辰彦君	3番	小林千江子君
	4番	佐藤 省三君	5番	岩田 治和君
	6番	池谷 弘君	7番	高畑 博行君
	8番	渡辺 悦郎君	9番	藪田 豊造君
	10番	米山 千晴君	11番	池谷 洋子君
	12番	鈴木 豊君	13番	遠藤 豪君

欠席議員 1番 室伏 勉君

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
フロンティア推進課長	岩田 幸生君	企画政策課長	勝又 徳之君
税 務 課 長	渡辺 史武君	福祉長寿課長	杉山 則行君
住 民 課 長	野木 雅代君	こども未来課長	坂本 竹人君
総 務 課 長	渡邊 徹君	未来拠点担当参事	山本 尚毅君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	11番 池谷 洋子君	12番 鈴木 豊君	

閉 会 午前10時00分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
(小山町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 3 年度小山町一般会計補正予算 (第 12 号))
- 日程第 7 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 4 年度小山町一般会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 8 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 4 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 9 議案第 43 号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染予防対策のため、議場内ではマスクを着用することといたします。

ここで御報告します。室伏 勉君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出席されておりますので、御報告します。

また、小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

議 事

午前9時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和4年第2回小山町議会5月臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、11番 池谷洋子君、12番 鈴木豊君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は5月19日、1日と決定しました。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本臨時会に提出されました承認第2号から承認第6号及び議案第43号の合計6議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。御苦労さまでございます。令和4年第2回小山町議会5月臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には御出席をいただき、大変ありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、専決処分の承認5件、条例の制定1件の合計6件であります。

初めに、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）についてであります。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、小山町税条例等の一部を改正するものであり、地方自治法の規定により、令和4年3月31日に専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、小山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、地方自治法の規定により、令和4年3月31日に専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度小山町一般会計補正予算（第12号））についてであります。

本件は、子育て世帯への臨時特別給付金について、国庫補助金の決定に伴う補正及び子育て世帯と住民税非課税世帯への臨時特別交付金支給事業において、令和3年度中に完了しない経費について繰越明許費を設定するため、地方自治法の規定により、令和4年3月31日に専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第1号））についてであります。

本件は、令和元年10月12日の台風19号により被災し、令和3年度に完成した普通河川湯船排水路河川災害復旧事業をはじめとする災害復旧関連事業について、工事費の未精算分が存在することが判明し、早急にその支払いをする必要があることから、地方自治法の規定により、令和4年4月22日に専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号））についてであります。

本件は、小山町木質バイオマス発電所の火災等による収入不足の累積により、令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計の歳入が歳出に対して不足することから、令和4年度の歳入を繰り上げて充用するため、地方自治法の規定により、令和4年4月22日に専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第43号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてであります。議案の内容につきましては、後ほど御説明申し上げます。

以上、承認第2号から議案第43号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、承認第2号から承認第6号までを関係部長等からそれぞれ補足説明し、議案第43号は私から内容を説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

---

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されました。これに伴い、地方税法に基づく条例である小山町税条例の一部改正につきましても、施行日を地方税法と同じ令和4年4月1日とするために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の一部改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税、固定資産税等の改正をするものです。

主な改正点について御説明いたします。

初めに、条例改正資料、新旧対照表の12ページを御覧ください。

個人住民税の第1条関係の附則第7条の3の2について説明いたします。

これは、住宅ローン控除の特例の適用期限を延長するもので、所得税において住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年度末までの入居者を対象とするなどの措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、所得税額から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するものであります。

次に、18ページを御覧ください。

宅地等に対して課税する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例を規定している第1条関係の附則第12条について説明いたします。

これは、景気の回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇額を評価額の2分の1とするものです。

その他の改正につきましては、今回の地方税法等の改正に合わせ、所要の規定の整備及び削除等を行ったものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定しました。

---

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(遠藤 豪君) 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(長田忠典君) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、本年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されました。これに伴い、地方税法に基づく条例である小山町国民健康保険税条例の一部改正につきましても、施行日を地方税法と同じ本年4月1日とするため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

主な改正内容について御説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を見直すことにより、納税義務者間の税負担の公平性の確保を図ろうとするものであります。

条例改正資料、新旧対照表の28、29ページを御覧ください。

第2条及び第23条におきまして、基礎課税額の賦課限度額を2万円引き上げ65万円とし、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を1万円引き上げ20万円とするものであります。併せて、文言の整理を行うものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

---

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度小山町一般会計補正予算(第12号))

○議長(遠藤 豪君) 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度小山町一般会計補正予算(第12号))を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(小野一彦君) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度小山町一般会計補正予算(第12号))であります。

この専決処分につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金について、国庫補助金の決定に伴う補正及び子育て世帯と住民税非課税世帯への臨時特別給付金支給事業において、令和3年度中に支払いを完了しない経費について繰越明許費を設定するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度一般会計補正予算(第12号)を令和4年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ430万円を追加し、予算の総額を151億4,726万9,000円とするものと、繰越明許費の補正をするものであります。

初めに、予算書5ページの繰越明許費の補正であります。2事業の追加であります。

民生費、社会福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業及び住民税非課税世帯への臨時特別給付金支給事業は、国の補正予算による事業であり、令和3年度中に支給が完了せず、年度をまたがった事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、歳入及び歳出について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入、16款2項2目民生費国庫補助金を430万円増額し、8ページ、歳出、3款1項6目特別給付金費のうち説明欄(2)子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費を430万円増額しますのは、対象者の増加見込みによる補助金の交付決定により増額するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番(藪田豊造君) 月並みな質問で申し訳ないですけども、何人ぐらいに支給されるのか、

お答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 菌田議員の御質問にお答えいたします。

現在、手持ちに資料がございませんので、後ほど調べて回答いたします。

○こども未来課長（坂本竹人君） 菌田議員にお答えいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金の支給件数ですけれども、令和3年度中に1,450世帯、2,617名、令和4年度中には120人の方に支給をする予定になっております。

以上です。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 住民税均等割非課税世帯等に対する給付金ですが、令和3年度住民税均等割の非課税世帯は、小山町において1,319世帯おりました。うち、今年の5月12日時点で、既に給付が終えているものが1,146世帯、全体の87%となっているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第4号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

---

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第1号））

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第1号））であります。

今回の専決処分につきましては、令和元年10月12日の台風19号により被災し、令和3年度に完成いたしました普通河川湯船排水路河川災害復旧事業をはじめとする災害復旧関連事業につきまして、工事費の未精算分が存在することが判明し、早急にその支払いをする必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度一般会計補正予算（第1号）を令和4年4月22日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであり



ます。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億6,844万9,000円を追加し、予算の総額を127億1,844万9,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

20款2項1目財政調整基金繰入金を1億6,844万9,000円増額しますのは、工事費の償還に当たり、財政調整基金から繰入れするものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳出、10款2項1目公共土木施設災害復旧費のうち説明欄(2)河川施設災害復旧費を1億6,844万9,000円増額しますのは、湯船排水路災害復旧事業工事費関係の未精算分につきまして、民法に規定されている事務管理を類推適用し、同法第702条により、その費用を相手方に償還するため増額するものであります。

なお、相手方とは交渉の上、償還額を1億5,800万円とすることで協議が調い、先月25日に合意書を締結いたしました。また、合意書に基づく相手方からの請求により支払い手続を行い、今日10日に支払いを完了しております。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。12番 鈴木 豊君。

○12番(鈴木 豊君) ただいま上程されました承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度小山町一般会計補正予算(第1号))に関して、反対の立場から討論いたします。

今回のような前代未聞な出来事に関して、我々議会は4月19日の議員懇談会で初めて内容を知られました。その際には、当局の説明している内容が全く理解できず、工事の未精算金1億7,000万円余という、到底信じられない金額にただただ驚くばかりでした。

幾ら湯船排水路河川災害復旧事業で2次災害を起さぬよう工事を進めていたとはいえ、昨年の7月末に工事が完了した際に工事代金の精算をせずに工事を終えるなど、全国津々浦々この自治体を探しても聞いたことがないです。

ましてやその支払いに関して、新年度になって予算を専決処分し、償還金という、これまで聞いたことがない方法にて支払いをしました。

確かに相手方もあることで、早急な対応が必要だったとはいえ、普通の民間企業であったなら

ば倒産していても当然で、そうなった際には町は一体どうなさるつもりでいたのか、無責任にも程があります。

町を守り、地域の企業を育て、町の発展のために尽力するのが、公務員、地方自治体ではないでしょうか。

今回のこのようなあってはならない事態に関して、小山町の特別職並びに管理職及び職員の猛省と、今度こそ抜本的な意識改革をしていただきたいと思います。

役場は一体誰のために仕事をし、何を目標としているのか、全体の奉仕者としての自覚をいま一度認識していただきたいと思います。

今回のような事態になったことに関して、どのような理由があったとしても、専決処分の承認をするわけにはいきません。

以上の理由により、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第1号））に関して、反対の立場から討論をいたします。

フロンティア推進課におけるこのような事態は、町長が就任されてから何度も繰り返されております。

令和元年12月の年末に新産業集積エリアにおける埋設廃棄物の処理費が、予算計上された額に対して大幅に上回り、年が明けた令和2年1月8日に約17億6,000万円もの処理費を専決処分にて予算計上しました。その結果、2月4日の臨時会において、賛成少数で不承認となりました。

その後、町長は、検証委員会を令和2年9月16日から大森副町長を委員長として立ち上げ、令和3年7月20日までの約10か月余で5回にもわたる会議を開催し、今後の方針を決め、昨年10月15日号広報おやまお知らせ版に、A4の両面印刷で一枚もの紙面を使って、廃棄物処理問題への対応について全戸配布しております。

その中で、今後の対応として、四つの項目が挙げられておりました。

一つ、職員の意識の研さん、二つ、各ルールの厳格化、三つ、執行体制の充実、四つ、コンプライアンス条例の整備です。

このような膨大な時間を費やして検証し導いた結果が、今回の出来事であります。一体何を検証し、どのような対応をしようとしていたのでしょうか。

また、その間、令和3年9月定例会における足柄SA周辺地区開発道路に関係した決算における受託事業の収入の収入未済額の未計上問題、さらには今年3月定例会における、同じく足柄サービスエリア周辺地区開発道路に関係した当初予算における予算内容の修正案件など、数々の問題が起こっております。

そのたびに、謝罪し、今後の対応について発言されていますが、その場を取り繕う言葉だけであって、何一つ活かされておりません。職員は、地方自治法、各種法令、町の条例など、公務員として当然のように守らなければならないものがあります。

町長の任期も1年を切りました。町長の選挙時の公約は果たされていますでしょうか。もう少し町に対しての思いと、組織のトップ、町のトップとしての責任を持っていただけないでしょうか。このままでは、この町は駄目になってしまいます。

町長のふるさとである小山町のために、町長自らが先頭に立ち、責任を持った行政運営をしてください。全ての責任はトップである町長にあります。

以上の理由により、今回の湯船排水路河川災害復旧事業における未精算金により、1億5,800万円もの支払いを償還金として専決処分により支払った件を承認するわけにはまいりません。

これをもって反対討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。9番 藪田豊造君。

○9番（藪田豊造君） 私は、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第1号））について、以下の理由をもって反対いたします。

さて、地方自治法では、専決処分について、第179条、また第180条において規定されています。ちなみに、第179条では、緊急を要し議会を開くいとまがない、このようなときに専決処分が許されます。さらに第180条では、特例はあるものの軽易な事項であることと定められております。

本議会に提出された承認第5号は、令和3年7月30日に完了した湯船排水路河川災害復旧事業の工事費未払いについてであります。小山町の建設工事執行規則の第40条には、請求を受けた日から40日以内に支払わなければならないと規定されています。

この支払いについて、請負業者が担当者との打合せを再三再四開きましたけれども、がちが明かないということで、幹部職員に報告したのが今年2月7日とされています。当然、ここで未払い分があることを町は承知していたと思います。さらに、4月1日及び4月6日に、未精算について詳細が業者から説明されたようです。

まず、これらのことを時系列に見直すと、議会に諮る時間は十分にあったと思います。ですから、町がタイトな時間的余裕がなかったとは言えません。ですから、法第179条での処分は不当であります。また、第180条でも、1億6,844万9,000円は軽易な金額ではありません。

更に言わせてもらおうと、これは職員による不祥事であります。このような懲戒処分を含む案件を議会の議論もなく専決処分したならば、法の濫用であり、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。これでは議会はなくてもいい、そうってしまう人は大勢いると思います。我々はこれを看過することはできません。

以上をもって、私の反対討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第5号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立なしです。したがって、承認第5号は、これを不承認とすることに決定しました。

承認第5号は不承認となりましたので、町長は、地方自治法第179条第4項の規定に基づき、速やかに当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告するよう求めます。

町長。

○町長(池谷晴一君) ただいま議員の皆様からいただきました貴重な御意見に対し、改めて今回の件に関して、関係者の皆様、町民の皆様、そして議員の皆様、に、多大なる御心配、御迷惑をおかけしましたことに対し、おわびを申し上げます。

今後、組織体制の強化及び全庁的な内部牽制機能を強化し、都度、全職員に職務専念義務や法令遵守を徹底し、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

---

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号))

○議長(遠藤 豪君) 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号))を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事(増井重広君) 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号))であります。

本件は、令和3年度木質バイオマス発電事業特別会計の予算に不足を生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和4年度の歳入を繰上充用し、歳入不足を補填する令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

別冊の補正予算書2ページを御覧ください。

今回の補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,565万2,000円を追加し、予算の総額を8,356万6,000円とするものと、併せて、一時借入金を最高額2,500万円で定めるものです。

次に、6ページを御覧ください。

1款1項1目売電収入を2,565万2,000円増額いたしますのは、売電収入の増額を見込むものであります。

次に、7ページを御覧ください。

4款1項1目繰上充用金のうち説明欄(2)繰上充用金を2,565万2,000円増額いたしますのは、令和3年度の木質バイオマス発電事業特別会計の予算に繰上充用するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番(藺田豊造君) まず、繰上充用する金額の詳細な内容についてお伺いします。

それから、繰上充用は法では認めていただいておりますが、数年続くということは、これは正常じゃありません。再建計画をしっかりと見直すことは、今後の指導によりますが、できるかどうか。確かに提出はされています。しかし、提出されている金額というか、赤字が、まだ数年続くというような計画では、我々は心もとないのを感じます。ぜひこれが最強の計画だというようなものを出せたら出してください。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○理事(増井重広君) 藺田議員の御質問にお答えいたします。

繰上充用をさせていただく詳細なんですけれども、歳入の方が、令和3年度の決算見込みで1億7,781万6,000円ございまして、歳出の見込みの方が2億346万8,000円というふうになっております。収支差引きが2,565万2,000円、この額について令和4年度の予算から繰上充用させていただきたいというふうに考えております。

また、今後の見込みですけれども、令和3年度は、御存じのとおり、令和2年7月の火災を受けて運転を停止しております。試運転を令和3年12月から、暫定稼働の方を令和4年4月から本格的に開始しているんですけれども、再稼働後はエラーによって週二、三度停止することがございますけれども、その都度復旧して、比較的安定した稼働になっております。

4月のところなんですけれども、売電額に対してペレットの購入費の差額が100万円程度ございましてということで、委託料を含めても今年度は何とか黒字の方にもっていききたいというふうには考えております。

説明は以上でございます。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑はありませんか。

○9番(藺田豊造君) 再質問します。

私は2,565万2,000円の内訳はどういうもんだというふうなことで聞いておりますけれども、理事の説明がちょっと納得いきませんので、もう少し詳細に、その内容は何だろうかということ、それについてお伺いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長(岩田幸生君) 藺田議員の再質問にお答えさせていただきます。

細かい内訳ですけれども、まず歳入の方なんですけれども、現在のところ、売電収入が764万5,000円となっています。また、起債部分につきましては、704万円となります。建物災害共済につきましては、1億5,433万円となっております。また、企業版ふるさと寄附金として、880万円いただいております。

歳出の部分につきましては、発電所の維持管理費としまして、1,320万7,000円です。建物復旧に伴う工事費等につきましては、先ほどのとおり1億5,389万円となっています。

そして、公債費ですけれども、こちらの方が1,163万2,000円、そして、繰上充用金としまして2,473万8,000円とし、こちらの歳出としまして、歳入部分につきまして不足となりまして、2,565万2,000円となっています。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第6号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、承認第6号は、これを承認することに決定しました。

---

日程第9 議案第43号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第9 議案第43号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 議案第43号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、令和3年度で完了した湯船排水路災害復旧工事に関し、不適切な事務処理から未精算を発生させ、職員を懲戒処分することになった事態の重大性に鑑み、町長と副町長の給料を減額するものであります。

具体的には、町長と副町長の給料を6月の1か月間、10分の1減額するものであります。

今回の不祥事は、本来あってはならないことであり、町民の皆様をはじめとする関係者の方々に多大なる御心配、御迷惑をおかけし、深くおわびするところであります。

担当部課における事務事業の進め方の不備を反省するとともに、町政をあずかる身としても深く反省するところであります。

今後、担当課の組織体制強化を行うとともに、全庁的に内部牽制機能を強化し、全職員に対し、改めて職務専念義務や法令遵守を徹底することにより、適切な事務執行に努め、町民の皆様の信頼を取り戻すよう取り組んでまいりますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております特別職の処分と、さきに行われました町職員分限処分・懲戒処分審査委員会での一般職の処分内容、1か月1割減俸と同じ内容でございます。

そこで、今回の処分内容に関して、人事上（特に俸給、手当等）どのような影響を及ぼすのか。特別職、一般職に分けて詳しく説明をお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

懲戒処分を受けた場合の特別職、それから一般職の給料への影響ということで説明をさせていただきます。

今回、特別職に関しては懲戒処分という概念はございませんので、自主的に条例を制定し、10分の1、1か月をカットということでございますので、それはそれ以上の意味はございませんので、給料の10分の1が減額ということであります。

一般職について申し上げます。

一般職につきましては、懲戒処分いろいろございます。懲戒免職から始まりまして、停職であるとか、減給、こういったものがございますが、今回の減給処分ということになりますと、まず、給料はその月数の相当分だけ減額を受けます。

そして、次の、その期間に応じて、平たく言うとボーナス、こちらに影響が出てきます。賞与といいますが、賞与の中には期末手当、それから勤勉手当、二つございまして、この勤勉手当の方の率に大きな影響を及ぼすものでございます。

それから、今回は該当ございませんが、仮に休職処分等ございますと、こちらは当然期末の部分にも影響がございますし、将来的には退職金、また、それから昇格であるとか、人事面での影響も出てくるということでございます。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております議案第43号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

本件に関わる一般職、特別職の処分内容が一見同等のように見えますが、先ほどの質疑におきまして、今回処分されました一般職と、ただいま議題となっております特別職の処分が大差あるとの説明がございました。特別職の処分は、一般職の処分に比し一過性であり、なおかつ軽微であるということであります。

町長は会見等で「知らなかった」と発言し、その後に組織間の報告・連絡・相談が欠如している旨の発言が報道されております。組織において誰が統括し責任を取るのかを考えますと、組織のトップの発言とは到底思えません。責任回避とも思える発言であります。

今回の一般職の処分理由について、不適切な事務処理で未精算を発生させ町の信用を失墜させたと報道されております。

町長は、組織のトップとして自ら招いたことを自覚されているのでしょうか。社会通念上、組織のトップは知っていた、いないではなく、組織で起きた問題の全てはトップの責任です。

町長に就任されてから度重なる不祥事が続いていることに鑑み、町民の信頼を得るために組織のトップとして猛省し、けじめをつけることが今最も必要なことであります。

今回上程されている内容では、組織の責任者としての特別職の処分はあまりにも軽い内容であり、到底納得できる内容ではありません。

6月の定例会までに再検討され再提出されますよう申し添えて、反対討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（遠藤 豪君） 起立少数です。したがって、本案は否決されました。

以上で、本臨時会に提出されました議案の審議は、全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和4年第2回小山町議会5月臨時会を閉会といたします。

午前10時00分 閉会



この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 鈴 木 豊